

答申第 42 号
令和8年3月25日

所沢市長 小野塚 勝俊 殿

所沢市情報公開・個人情報保護審査会
会長 徳永 眞澄

答申書

令和7年10月6日付で貴職から受けた、「公文書の公開請求に対して行った全部公開決定等」に係る審査請求に係る諮問について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

実施機関が令和7年3月31日付で行った公開決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1. 審査請求人は、令和7年3月25日、認可保育施設の入園選考における「一人のみの入園は不可」等の文言の根拠となる公文書の公開を請求した。
2. 処分庁は、同月31日、審査請求人の請求内容に基づき精査した結果、該当する内容が含まれる「令和7年度 入園のしおり（令和6年10月発行版）」等5点の公文書を特定し、全部公開の決定を行った。
3. 審査請求人は、同年6月27日、上記5点以外にも「令和7年度入園のしおり（令和7年4月発行版）」、「所沢市長へのメール回答の作成のための文書」、「保育幼稚園あての問い合わせを集約しているデータベース（記録）」が存在するはずであり、それらが公開されていないのは不当であるとして審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が令和7年3月31日付で行った公文書全部公開決定を取り消し、公開されていない文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

実施機関が「全部公開」とした文書以外に、以下の公文書が存在するにもかかわらず公開されていない。

- 令和7年度 入園のしおり（令和7年4月発行版）

請求日時点で既に作成・保有されていたはずであり、最新の運用実態を示す文書として公開されるべきである。

- 所沢市長へのメールの回答作成のための内部文書

市長への手紙に対する回答が存在する以上、その起案や決裁過程を示す文書が存在するのは当然である。

- 問い合わせを集約しているデータベース（記録）

過去の意見陳述において課長が存在を認めており、職員間で組織的に共有・活用されているため、条例上の公文書に該当する。

第4 実施機関の弁明の要旨

1 公文書の特定について

公開請求に対する公文書の特定は、請求書の記載内容のみならず、実施機関が請求人から聴取した利用目的等を踏まえて合理的に行われるべきものである。実施機関が、請求時点において現に運用され、請求人が目にするのできる「10月発行版」を特定したことは、情報公開制度の趣旨に照らし、合理的な判断であると認められる。

2 追加文書の存否と公文書該当性について

- 市長へのメール回答作成文書

実施機関が、認可保育施設の利用に関する一般的な事務の範囲内において、当該文書を請求対象外と判断したことに不合理な点は認められない。

- データベース

所沢市情報公開条例第2条第2項に規定する「公文書」であるためには、「組織的に用いるもの」としての実態が必要である。実施機関が説明する「システム上の個別メモ」は、特定のグループ内での限定的な参照にとどまり、組織的な共通ルールとして管理されているものではないことから、条例上の公文書に該当するとはいえず、実施機関の判断は妥当である。

第5 審査会の判断の要旨

1 未公開とされた文書が公文書公開請求の対象文書に当たるか否か、当たるとしてその存否および公開の妥当性が争点である。

2 公文書の定義について

情報公開の対象となる「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（所沢市情報公開条例第2条第2項）。

3 未公開文書の存否および公開の妥当性について

- 4月発行版のしおり

本件文書は公文書に該当するが、公開請求の時点において、実施機関が「現に運用している文書」として10月版を選択したことは、他の市民との公平性の観点から合理性があると考えられる。

- 内部作成文書およびデータベース

職員が組織として共有利用している場合には公文書に該当すると考えられるが、実施機関から意見聴取をし、調査をした結果、審査請求人が主張するような「一人のみの入園不可」等のルールの根拠を体系的に集約したデータベースや、特定の回答作成過程を示す公文書は、組織的に管理された形では存在が確認できなかった。

4 結論

以上のことから、実施機関の判断に不合理な点は認められず、第1のとおり答申する。

第6 付帯意見

本件処分は妥当と認められるが、実施機関においては、今後の情報公開制度の適正な運用のため、以下の点について検討されたい。

1. 公文書の特定における柔軟な対応

「4月発行版のしおり」のように、請求時点で既に完成している文書については、公平性を害しない範囲において、たとえ配布開始前であっても、請求の趣旨に照らして公開対象に含めることも検討されるべきである。

2. 電磁的記録の適切な管理と透明性の確保

システム上の共有メモやデータベース化された情報は、職員間で組織的に利用される実態があれば公文書に該当する。こうした記録の存否について、市民に疑念を抱かせないように、作成・管理のあり方を整理しておくことが望ましい。

以上